

社会福祉法人ことぶき会役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ことぶき会（以下「ことぶき会」という。）定款第22条の規定に基づき、ことぶき会役員報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 ことぶき会の役員報酬は、次に定めるところによる。

役職	理事長	業務執行理事
役員報酬	月額 200,000 円	月額 60,000 円
勤務日（祝日除く）	月曜日・水曜日・金曜日	月曜日から金曜日
勤務時間	午前 10 時から午後 3 時	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分のうち 1 時間

(業務内容)

第3条 ことぶき会理事長及び業務執行理事の業務内容は、定款施行細則並びに業務執行理事職務権限規程に定めるところによる。

(支払時期)

第4条 この規程による報酬の計算期間は、1日から末日までとし、翌月15日に支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年10月5日から施行する。

附則

この規程は、平成21年3月24日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。